

# 横浜市立篠原西小学校いじめ防止基本方針（H29年度改訂版）

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### （1）いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### （2）いじめ防止等に向けての基本理念

#### 《いじめ防止等の対策に関する基本理念》

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場があれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

※いじめは絶対に許されないことである。 ※いじめを受けている児童を守り抜く。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### （1）目的

・いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的・組織的に行います。

### （2）構成員

・校長・副校長・児童支援専任・養護教諭・人権児童指導委員（該当学年）・該当学年担任

### （3）運営

- ・常設し、月1回以上定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。
- ・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### （4）活動内容

#### ○未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

#### ○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

## ○取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実施・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む）

## 3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

### (1) いじめの未然防止

#### < 魅力ある学校づくりをめざします >

##### ① 居場所づくり

児童がだれでも安心できる、自己存在感や充実感を感じられるような場所や機会を意図的に提供する授業づくりや集団づくりを大切にする。行事等はもちろん、日々の授業においても、すべての児童が活躍できる場を意図的につくるような授業の組み立て方や進め方を工夫し、実践していく。

##### ② 絆づくり

児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童全員が感じ取れる場や機会をつくることを大切にする。

##### ③ 人権教育の充実

人権尊重の意識を高める取組の推進を行う。

##### ④ 道徳教育の充実

人としてのよりよい生き方をめざすための道徳教育の充実を図る。

##### ⑤ 横浜子ども会議の内容を学校生活に生かす。

#### < 魅力ある学級づくりをめざします >

##### ① 一人ひとりが大切にされる魅力ある授業づくり

「個性の尊重」「相互理解」という視点から、児童の発想や感覚を新鮮なものに感じる教員の感性を磨くことで、生き生きと自らの感覚や発想を表現する児童の活動を導き出す。また、学習の過程において児童が相手を知り、そしてそのことを相手に伝えるという相互理解の場を工夫していく。

##### ② 学校行事や体験学習への主体的な取組

全ての児童の個性が輝き、相互に学び合い、認め合う関係が成り立ち、だれもが安心して自己を表現し、温かく受け入れる親和的な学級づくりをすることで、問題が起きた時に自分自身で主体的にその問題を乗り越え、解決しようとする意欲を育てる。

### (2) いじめの早期発見

- ① 情報を共有することで、いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりを推進する。
- ② 定期的なアンケートやいじめ解決一斉キャンペーン、教育相談などを行うことで、定期的に児童の心の状態をチェックする。
- ③ 児童支援専任や学校カウンセラーの活用により、児童が気軽に相談できる機会の設定や窓口を設ける。

### (3) いじめに対する措置

- ① いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録を行う。
- ② 初期対応
  - ・被害児童からの丁寧な聞き取りと心のケア
  - ・被害児童の意向を生かした正確な実態把握と加害者への聞き取り及び指導
  - ・被害児童の保護者への説明及び意向の確認

- ・被害児童の保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明及び指導の依頼
- ③ 被害児童及び保護者への支援
  - ・被害者の心情を理解したうえで、事実を正確に把握するとともに、被害児童の安全・安心の確保に全力をつくす。また、保護者との信頼関係を大事にし、いじめ克服に向けた連携を図る。
- ④ 加害児童及び保護者への指導・支援
  - ・加害児童に事実を正確に認めさせ、二度と同じことをしないという気持ちを醸成する。また、加害児童の背景にある不満・不安・ストレスを認識し保護者とともに今後の加害児童の心の安定について一緒に考えていく。
- ⑤ 状況に応じて関係機関(警察・児童相談所等)との連携を図る。
- ⑥ 開かれた学校づくりを推進し、日頃から学校の教育活動や児童の様子を発信し、保護者や地域社会からの理解や協力を得るように努める。

#### (4) いじめの解消

##### <いじめの解消の要件>

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3ヵ月(目安)止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

※解決に向け、教職員一同、支援・指導を続けていく。

#### (5) 教職員等への研修

研修会を通して、教職員一人ひとりが、いじめという問題に対する認識や取り組み姿勢、日頃の取り組みについて、改めて自己点検を行うとともに、話し合いを行う中で全職員が共通認識をもつ。

また、理念のみの話し合いでなく、実態に即した指導の振り返りや具体的な指導目標の設定と共有を図ることで教職員の人権意識をより高めていく。

#### (6) 学校運営協議会等の活用

「まちとともに歩む学校づくり懇話会」や「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱えている課題等を、保護者・地域と共有し、連携・協働して取り組む。

#### (7) 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引継ぎ、いじめの定義・児童理解研修	入学式・学校説明会・学年懇談会等で基本方針説明、地域訪問と面談
5月		
6月	YP アセスメント実施、いじめ解決のための生活アンケート実施 中学校ブロック定例会①	
7月	教育相談①(保護者・児童) 横浜こども会議①(中学校ブロックでの話し合い) 教職員人権研修	教育相談①(保護者・児童)
8月	横浜こども会議②(港北区での話し合い)	
9月	中学校ブロック定例会②	
10月		
11月		
12月	人権週間・いじめ防止月間の取組 いじめ解決一斉キャンペーン(アンケート等)	教育相談②(保護者のみ)
1月	中学校ブロック定例会③	
2月		
3月	年間の振り返り、新年度への引継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会(月1回以上・随時) 職員会議において児童理解・情報共有の時間の確保 学年研において児童理解・情報共有の時間の確保	「まちとともに歩む学校づくり懇話会」や「学・家・地連」、「しのはら学校支援地域本部」等で基本方針の説明

## 4 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめのより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

### (2) 発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

### 相談窓口

いじめ 110 番 横浜市教育委員会；0120-671-388（24 時間受付）

一般教育相談 横浜市教育委員会；045（671）3726

学校生活あんしんダイヤル 横浜市教育委員会；045（663）1370

横浜市青少年相談センター；045（260）6615

こどもの人権 110 番；0120-007-110

電話児童相談室；045（260）4152

横浜いのちの電話；045（335）4343（24 時間受付）

北部児童相談所；045（948）2441

篠原西小学校；045（431）1413 児童支援専任教諭